



宇都宮市  
Utsunomiya City

# 令和5年度 第1回宇都宮市保健衛生審議会

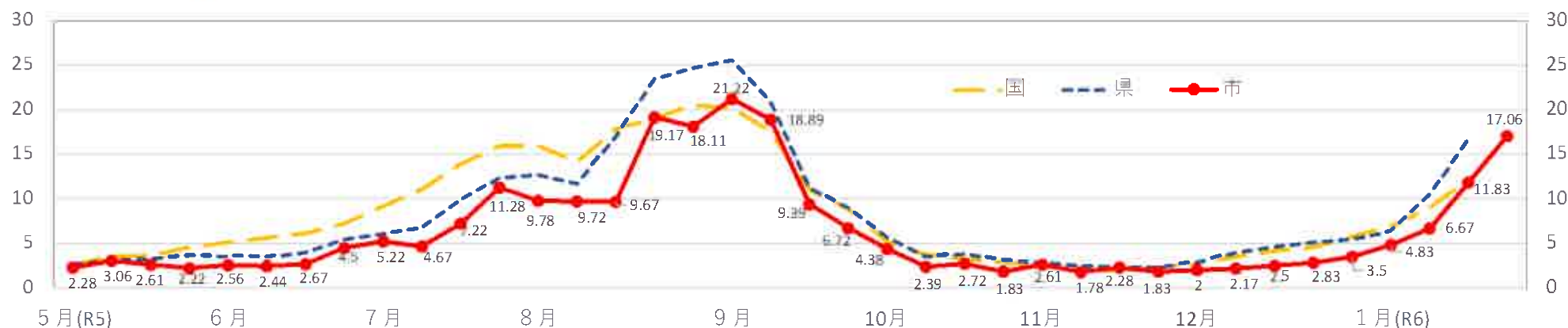
## 議事 説明資料

# 新型コロナウイルス感染症について

# 1 本市の感染状況（令和6年1月31日時点）

## (1) 定点医療機関当たりの報告数（週単位）

集計期間：令和5年5月8日～令和6年1月28日



### ※ 定点医療機関

- ・令和5年5月8日に感染症法の位置付けが5類に移行し、全数報告から定点報告に変更となり、定点医療機関において毎週月曜日から日曜日までに新型コロナウイルス感染症と診断した患者数を保健所に報告することとなっている。
- ・国の「感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき、インフルエンザ及びCOVID-19の定点医療機関は、人口規模などの基準に合わせ全国で5,000か所が指定されており、栃木県内76か所、うち本市内18か所となっている。

## (2) 感染状況の傾向等

- ・ 5類移行後の本市の感染状況は、6月末まで低い水準の横ばいで推移していたが、7月にはゆるやかに増加し、9月には一医療機関当たり21.22人と、5類移行後最高値を示した。
- ・ その後、10月に5類移行時並みに減少し、12月末まで低い水準の横ばいで推移していたものの1月から増加に転じている。直近の一週間（1月22日～28日）の一医療機関当たりの感染者数は、17.06人となっている。
- ・ 国、県の動向についても同様の推移となっている。

## (3) まとめ

- ・ 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行して約9か月が経過し、市民や事業所、施設等における対応にも「ウィズコロナ」が浸透してきた。
- ・ 4月以降は本市の感染症予防計画に基づき、職員の研修やハイリスク施設等の感染拡大防止に注力するなど、各種対策を推進していく。

## 2 本市の新型コロナワクチン接種状況（令和6年1月28日時点）

### (1) 初回接種（1・2回目）

実施期間：令和3年2月～令和6年3月31日

接種対象：12歳以上の全ての方

年齢	本市			国	国と本市の 接種率の比較
	対象者数	接種者数	接種率	接種率	
65歳以上	134,434	127,709	95.0%	94.7%	+ 0.3%
12歳以上	466,754	426,954	91.5%	89.6%	+ 1.8%

### (2) 追加接種（3回目以降）

#### ア 令和4年秋開始接種

実施期間：令和4年9月25日～令和5年5月7日

接種対象：12歳以上の全ての方

年齢	本市			国	国と本市の 接種率の比較
	対象者数	接種者数	接種率	接種率	
65歳以上	133,699	108,789	81.4%	75.8%	+ 5.5%
12歳以上	466,786	252,605	54.1%	49.3%	+ 4.8%

※ 実施期間中，3～5回目のいずれかでオミクロン株対応ワクチン1回接種

## イ 令和5年春開始接種

実施期間：令和5年5月8日～令和5年9月19日

接種対象：①65歳以上，②12歳以上64歳以下で基礎疾患のある方等  
 ③医療従事者，④高齢者施設等の従事者

年齢	本市			国	国と本市の 接種率の比較
	対象者数	接種者数	接種率	接種率	
65歳以上	134,434	83,366	62.4%	56.2%	+ 6.2%
12～64歳 (基礎疾患等)	—	15,221	—	—	—

※ 実施期間中，3～6回目のいずれかでオミクロン株対応ワクチン1回接種

## ウ 令和5年秋開始接種

実施期間：令和5年9月20日～令和6年3月31日

接種対象：12歳以上の全ての方

年齢	本市			国	国と本市の 接種率の比較
	対象者数	接種者数	接種率	接種率	
65歳以上	134,434	73,876	55.0%	51.6%	+ 3.3%
60～64歳	29,234	9,826	33.6%	28.4%	+ 5.2%
50～59歳	73,124	16,615	22.7%	16.8%	+ 5.9%
40～49歳	78,204	9,566	12.2%	8.8%	+ 3.4%
30～39歳	61,084	4,761	7.8%	5.6%	+ 2.2%
20～29歳	52,278	2,693	5.2%	3.5%	+ 1.7%
12～19歳	38,396	2,989	7.8%	4.2%	+ 3.5%
合計	466,754	120,585	25.8%	23.6%	+ 2.3%

※ 実施期間中、3～7回目のいずれかでオミクロン株対応ワクチン1回接種

### (3) 本市の接種状況（まとめ）

- 令和3年2月～令和6年1月までの **3年間で延べ約182万回の接種を実施**
- 12歳以上の初回接種の接種率は 約92%  
重症化リスクの高い高齢者（65歳以上）の接種率は  
初回接種 約95%  
追加接種（令和4年秋開始） 約81%  
（令和5年春開始） 約62%  
（令和5年秋開始） 約55%

⇒ **いずれも全国平均を上回っている。**

- 令和3年2月から実施してきた新型コロナワクチンの **臨時接種（公費負担により無料）は、令和6年3月31日をもって終了**



### 3 令和6年度の新型コロナワクチン接種について

#### (1) 法令上の位置付け

- ・ 予防接種法に基づく「定期接種」として実施予定
- ・ 高齢者のインフルエンザ予防接種と同様に、個人の重症化予防を目的とする「B類疾病」に位置付け（集団の感染予防を目的とするものは「A類疾病」）

#### (2) 接種対象者

- ① 65歳以上の高齢者，② 60～64歳で一定の基礎疾患（※）を有する者  
※ 「心臓・腎臓・呼吸器の機能」または「HIVによる免疫機能」に障がいがある方

#### (3) 接種時期等

- ・ 定期接種のスケジュールについては，秋冬に年1回
- ・ 接種に用いるワクチンは，流行株等を考慮し，毎年見直し

#### (4) 接種費用

- ・ 一部自己負担（ワクチン価格が不明のため金額は未定）

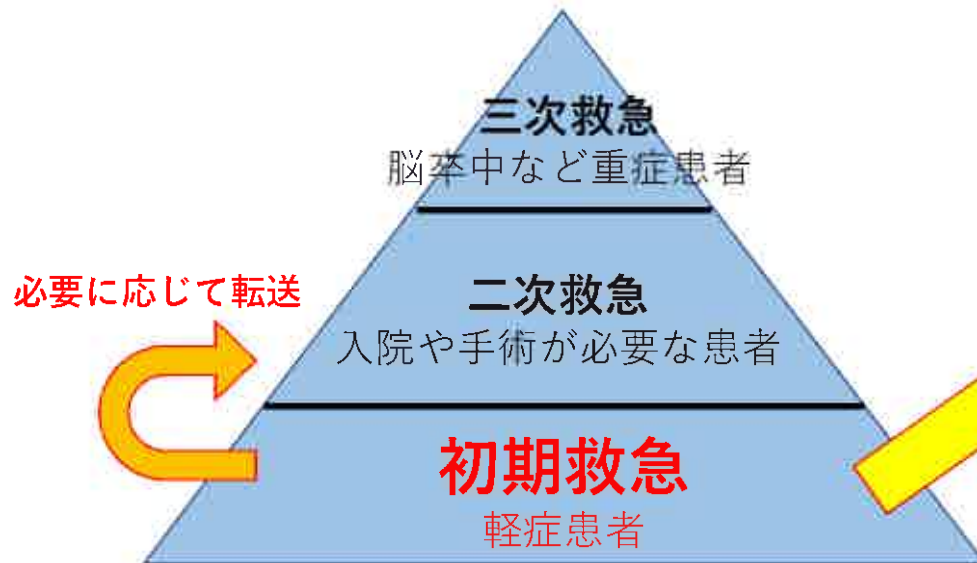
⇒ 令和6年度からの定期接種化に向けて，国の動向を踏まえながら，市医師会などの関係団体と連携し，適切に対応していく。

# 宇都宮市夜間休日救急診療所における 感染症対応について

# 1 夜間休日救急診療所の役割

## 市内の救急医療体制

本市が所管する初期救急と市内の二次・三次救急医療機関との連携により救急医療体制を確保



### 【三次救急】

済生会宇都宮病院

### 【二次救急】

- ・病院群輪番制病院：5か所
- ・協力病院等：12か所

### 【初期救急】

#### 夜間休日救急診療所

- (診療科目) 内科・小児科・歯科
- ・夜間や休日における救急患者（軽症患者）に対し応急的な診療を実施
  - ・症状が重い患者等は二次救急医療機関等へ転送

## 2 診療の状況

※診療所南側の駐車場を活用

【ドライブスルー方式の診療の様子】

### (1) これまでの対応 (R4 冬より)

- ・ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザとの同時流行に備え、患者の感染防止を図り、患者急増時でも円滑に診療できるように、プレハブやカーポート等を活用した**ドライブスルー方式の診療を実施** (※WEB問診導入による診療の円滑化も実施)

※WEB問診：自宅等で予めオンラインで問診内容を送信し、来所時のスムーズな診察に繋げるもの



### (2) R5の対応

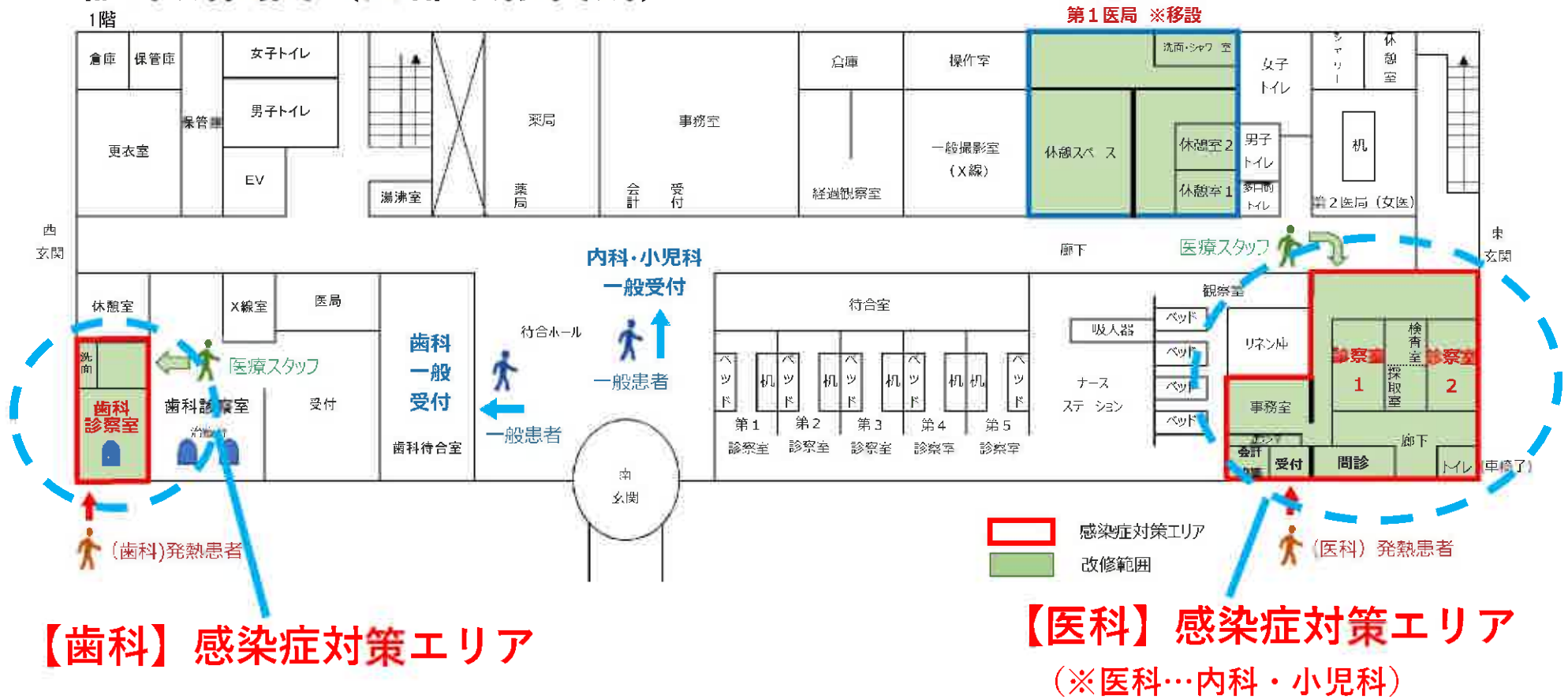
- ・ 患者が診療所内で安心して受診できるように、**R5に診療所内の施設改修を行い、感染症対策エリアを整備し、年末から活用** (※P12参照)

⇒ 発熱患者に対しては、基本的に、感染症対策エリアを活用して診療を実施

- ※**患者急増時 (年末年始など) には感染症対策エリアとドライブスルー方式を併用**

⇒ 現在も患者数が多いため、併用にて診療を実施

### (3) 感染症対策エリア 診療所図面（内部改修箇所）



## 感染症対策エリア（外観）

### 【医科】



会計・投薬

受付

問診→診察

患者出口（診察後）

### 【歯科】

感染症対策エリア



患者出入口

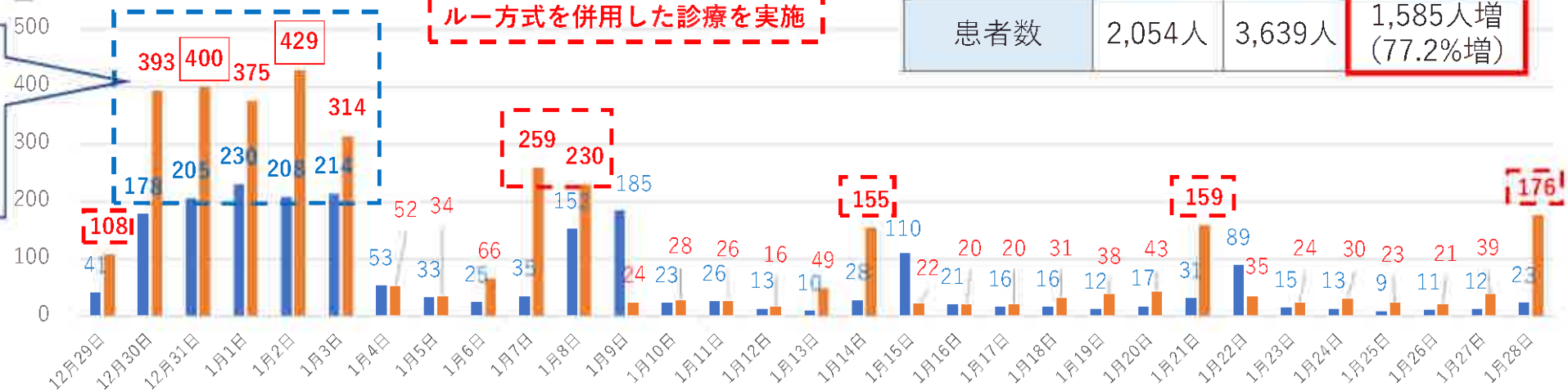
### 3 診療所の患者数の状況

- ・インフルエンザの流行等により，昨年度より患者数が増加

【夜間休日救急診療所 患者数】

■ R4 ■ R5

多くの医療機関が休診となる年末年始には、1日あたり400人を超える患者の診療を行った。



12/29~1/28	R4	R5	増減
患者数	2,054人	3,639人	1,585人増 (77.2%増)

### 4 今後の対応

- ・今後も，関係機関と連携しながら，市民が夜間や休日でも安心して初期救急医療を受けられるよう，感染症対策エリア等を有効に活用するなど，診療体制を確保していく。

## 感染症に関する計画について

- 「宇都宮市感染症予防計画」 (案) について
- 「宇都宮市保健所健康危機対処計画」 (案) について
- 「宇都宮市衛生環境試験所健康危機対処計画」 (案) について



報告案件③

保健予防課

# 「宇都宮市感染症予防計画」 (案) について

## 1 策定の背景及び目的

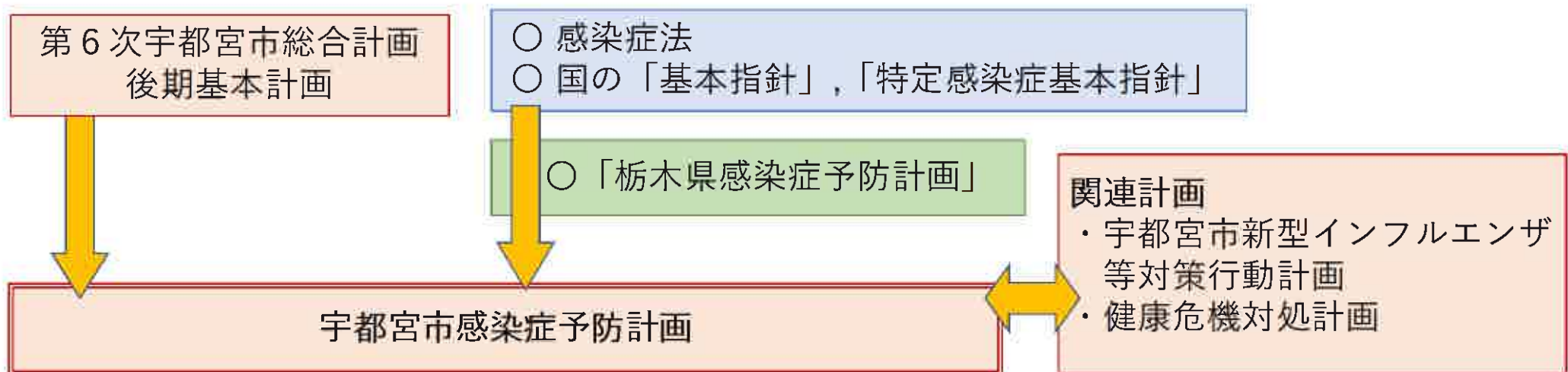
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という）において、総合的かつ計画的に感染症の予防対策を推進するため、都道府県に「予防計画」の策定が義務付け  
⇒ 「栃木県感染症予防計画（第5版・令和6年3月改定中）」を策定
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国は、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法を改正（令和4年12月2日成立）  
⇒ 病床・外来医療・医療人材・感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化等  
⇒ 保健所設置市にも「予防計画」策定が義務付け（令和6年4月1日施行）

**本市においても、次の感染症危機に備えるため**  
**「宇都宮市感染症予防計画」を策定する必要がある**

## 2 計画の位置づけ



- 感染症法 第10条の規定に基づき，保健所設置市が策定する，感染症の予防対策を総合的かつ計画的に推進する
- 「第6次宇都宮市総合計画 後期基本計画」の分野別計画「健康・福祉の未来都市の実現に向けて」に掲げる基本施策「感染症対策の推進」を実現する



## 宇都宮市感染症予防計画

### 【計画策定の趣旨】

感染症法や国基本指針の改正を受け、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の課題を踏まえるとともに、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し、感染症から市民の生命と健康を守る施策を積極的に推進する

### 第1章 総論

- ・計画策定の趣旨
- ・計画の位置づけ
- ・感染症の予防の推進の基本的方向
- ・計画推進に当たって果たすべき役割
- ・計画の推進体制

- ▷ 栃木県感染症予防計画に即し、関連計画との整合を図る
- ▷ 国の指針に基づき、基本的方向によって感染症の予防を推進
- ▷ 本市や県に加え、市民、医療機関等、計画推進に当たっての各々の役割と連携体制の推進

### 第2章 各論

感染症の予防と人権の尊重の両立を基本に、  
感染症から市民の生命と健康を守る施策を実現する

#### 第1節

感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

#### 第2節

速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制

#### 第3節

迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

第1 感染症の発生予防のための施策

第2 感染症のまん延防止のための施策

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施のための施策

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項（高齢者施設等に対する施策・指導・助言）

第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策

第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策

第8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

項目	時期等	内 容	本市における 数値目標	数値目標の設定の考え方
検査実施能力 確保数	流行初期 流行初期以降	宇都宮市衛生環境試験所の 検査の実施能力	<b>160件/日</b>	・新型コロナウイルス感染症対 応から確保した検査能力
	流行初期以降	医療機関・民間検査機関等	<b>県計画 (8,312件/日) 本市分を含む総数</b>	・県と検査措置協定を締結した医療 機関・民間検査機関等で検査を実施
検査機器数	流行初期 流行初期以降	宇都宮市衛生環境試験所の 検査機器数	<b>2台</b>	・衛生環境試験所が保有する検 査実施能力に対応する機器数
人材養成・資 質の向上	研修・訓練 回数	保健所職員	<b>年1回以上</b>	・感染症に関する専門的な知識 を最新情報に更新するため実施
		市職員	<b>年1回以上</b>	・保健所における即応体制の構 築を円滑にするために職員の異 動に応じて実施
保健所の体制 整備	人員確保数	流行1カ月間に想定される 業務量に対応する1日当 たりの人員確保数	<b>130人</b>	・新型コロナウイルス感染症 (第6波時)の対応から積算
	IHEAT要員 の確保	IHEAT要員の確保数	<b>5人</b>	・医師や大学教授等、感染症に 関する専門的な知識を有する人 材を想定

※IHEAT：地域の医師・看護師等の医療専門職が、感染症まん延等の健康危機発生時に、保健所等への業務支援を行うもの

### 3 計画の内容及び特徴

#### ア 新型コロナウイルス感染症での課題を踏まえた対応

感染拡大の影響が大きかった高齢者施設等に対する施策・指導・助言を行う（高齢者施設等への現地調査・助言）また、人権を尊重した対策となるよう、患者や医療従事者等への差別や偏見の排除の周知啓発を努めるとともに、市民一人ひとりが感染症予防を行えるよう、市民に身近な立場から 感染症に関する相談や正しい知識の普及等の情報提供を効果的に行う（感染症の啓発、情報発信）

#### イ 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制の構築

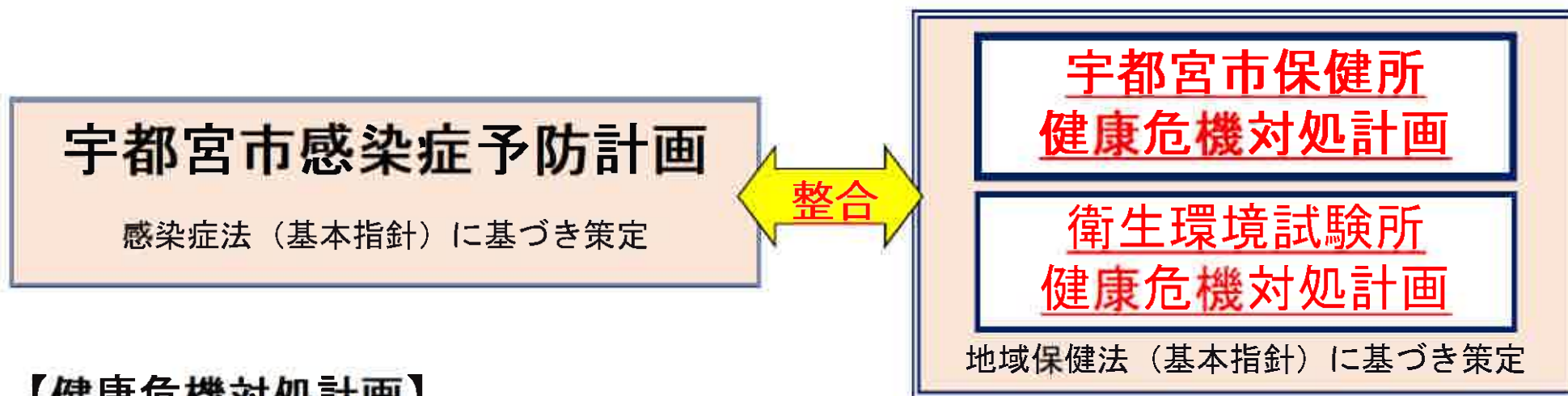
発生した感染症が、想定とは大きく異なる場合においても、その感染症の特性や感染状況等に合わせ、柔軟かつ機動的に対応することのできる体制を構築する。

- ・ 感染症の発生状況等の適確な把握のための調査体制の充実（衛生環境試験所の充実）
- ・ 感染症対応する職員が適確な対応ができるよう、平時からの研修・訓練の実施  
（人材の養成及び資質の向上）
- ・ 感染状況に応じた、迅速かつ適確に対応ができる保健所体制の構築（保健所体制の充実）

# 「宇都宮市保健所健康危機対処計画」 (案) について

【背景】

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月「**地域保健法**」が改正  
 ⇒ 健康危機に備え平時から計画的に保健所体制（人員体制の確保，人材育成，関係機関との連携など）を整備するための**健康危機対処計画の策定が義務付け**られた。



【健康危機対処計画】

感染症発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、「**平時における準備**」や「**感染状況に応じた取組，体制**」について整理



## 宇都宮市保健所健康危機対処計画の概要

### ◆保健所体制の整備の基本的な考え方

- 大規模な感染症発生に迅速かつ的確に対応するため、感染症発生時に備えた体制を「平時」から整備しておく。
- 感染症の「流行開始」から「流行初期」の段階における、**保健所の感染症業務を支援する人員を全庁からの応援なども含め最大限確保**する。
  - 感染症の「流行初期」以降については、**感染症に対応する業務の効率化（外部委託の活用等）を推進**する。

### 平時における準備

#### ◆保健所は、新興感染症等の健康危機に備え、**平時から計画的に準備を進める。**

##### 1 業務量及び人員数の想定

###### 【人員確保数】

- 市予防計画に定めた数値目標  
⇒ **130人/日**

##### 2 組織体制

- 管理責任者や管理者代理による対策の指揮体制の構築など、保健所体制を整備
- 業務手順書のほか、応援職員の活動場所や物品等の想定・確保など、応援の受入体制を整備

##### 3 業務体制

- 健康危機発生時の業務内容や役割分担について整理し、市民相談や疫学調査、健康観察など、速やかに対応できる体制を構築

##### 4 関係機関との連携、情報管理

- 有事に備えた関係機関からの情報共有の方法や患者受け入れ検討
- データのセキュリティ管理ができる体制を構築
- 業務のデジタル化の推進
- 市民へのわかりやすい情報発信

## 感染状況に応じた取組，体制

### ◆ 「平時における準備」で示した項目について，**感染症の感染状況に応じて整理**

	流行開始 (海外や国内での発生)	流行初期 (市内での発生から約1か月間)	流行初期以降 (市内での発生から約2か月目以降)	
<b>組織体制</b>	<b>保健所職員</b>	保健所職員 + <b>全庁職員応援</b>	職員 → <b>人材派遣等の活用</b>	
<b>業務体制</b>	<b>相談</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所内での対応窓口の設置・対応</li> <li>夜間・休日等相談への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が設置する相談センター等の活用</li> <li>※県と連携しながら業務を効率化</li> </ul>	
	<b>疫学調査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル等作成</li> <li>実施体制の準備（人材・物品確保等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疫学調査の実施</li> <li>⇒濃厚接触者の特定や指導・行動制限等</li> <li>⇒クラスター発生施設への指導・支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県からの疫学調査の重点化（リスクが高い患者への対応等）などへの対応</li> </ul>
	<b>健康観察</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施手順や関係機関との役割分担の確認</li> <li>健康観察等の方法について市民へ周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と連携した情報共有</li> <li>健康観察等の方法について市民へ周知（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と連携した情報共有（継続）</li> <li>自宅療養や宿泊療養，高齢者施設等への健康観察実施に向けた体制整備</li> </ul>
<b>関係機関との連携 情報管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議等における情報共有・役割確認</li> <li>連絡体制の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県の対応方針について市民へ周知</li> <li>市民に対する分かりやすい情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する分かりやすい情報発信（継続）</li> <li>県の方針を踏まえた役割分担の見直しなど，関係機関等との対策検討</li> </ul>	

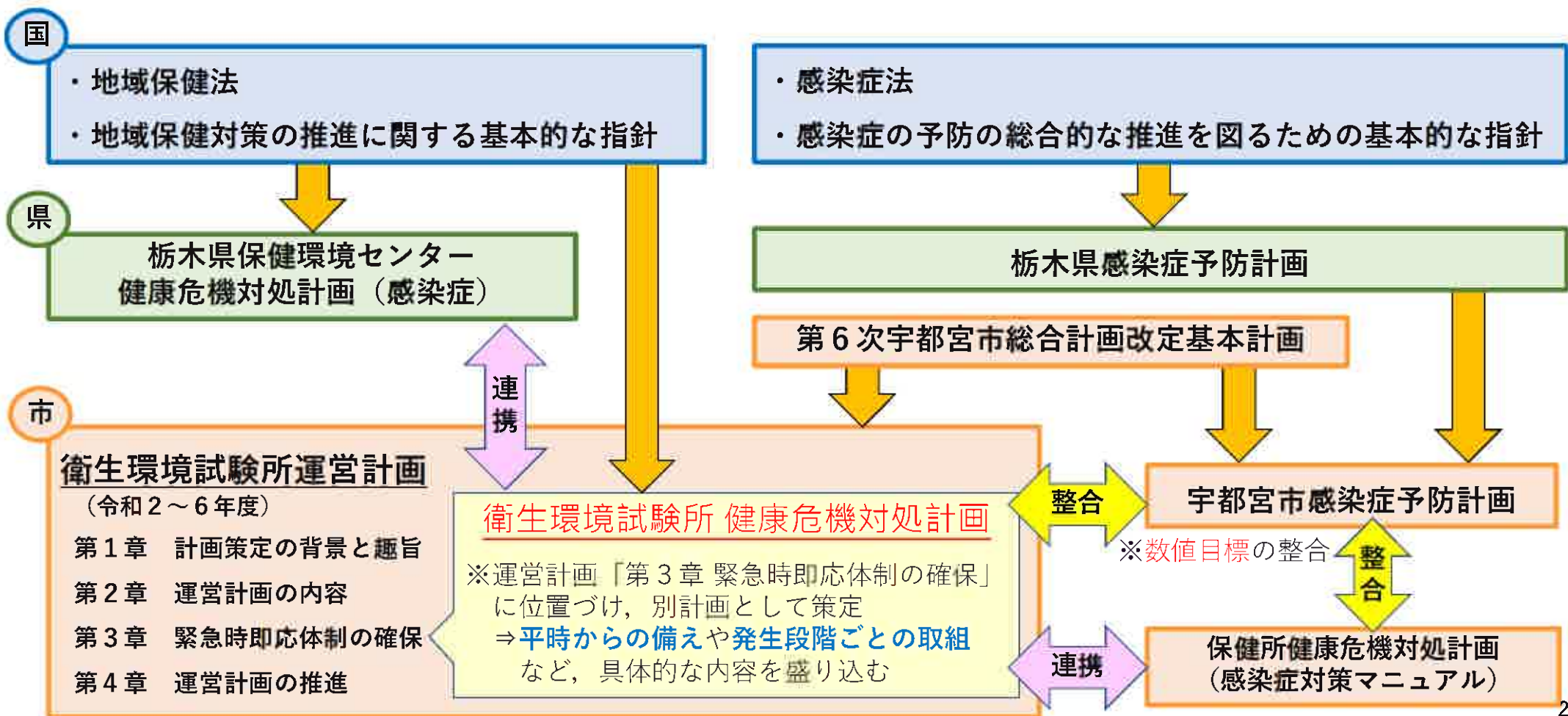
報告案件③  
衛生環境試験所

# 「宇都宮市衛生環境試験所健康危機対処計画」 (案) について

## 1 策定の背景及び目的

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に「地域保健法」が改正され、**保健所設置自治体は「試験検査」「調査研究」「地域保健に関する情報の収集・整理・活用」「研修指導」を実施するために必要な体制の整備を講ずる責務が規定**され、これらの業務を行う機関を地方衛生研究所等とされた。
- 併せて「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、**地方衛生研究所等は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進するため、感染症法に基づく予防計画と整合を図りながら、健康危機対処計画を策定**することとされた。
- そのため、地方衛生研究所である宇都宮市衛生環境試験所は、**将来の感染症危機発生に備え、地域の試験検査の中核として機能を発揮できるように、衛生環境試験所健康危機対処計画を策定**する。

## 2 計画の位置づけ



## 衛生環境試験所健康危機対処計画の概要

### ◆ 感染症危機発生に備えた体制整備の基本的な考え方

- 健康危機管理における専門的・技術的な拠点として機能を発揮できるように、平時のうちから有事に備えた体制を強化
- 感染症の発生段階に応じた役割を明確化し、地域の試験検査の中核として検査機能を発揮
- 将来の感染症に備えた取組の推進

## 平時における準備

### 1 有事を想定した所内体制の構築

- 衛生環境試験所長の役割

### 2 関係機関との連携

- 栃木県保健環境センターとの連携
  - ・ 実践型訓練の合同開催 将来の感染症に備えた取組
  - ・ 有事に備え「市予防計画に定めた検査実施能力（160件/日）を超えた場合の相互連携」の確認
- 医療機関（検査部門）との連携
  - ・ 検査担当者との連絡体制を整備し情報交換

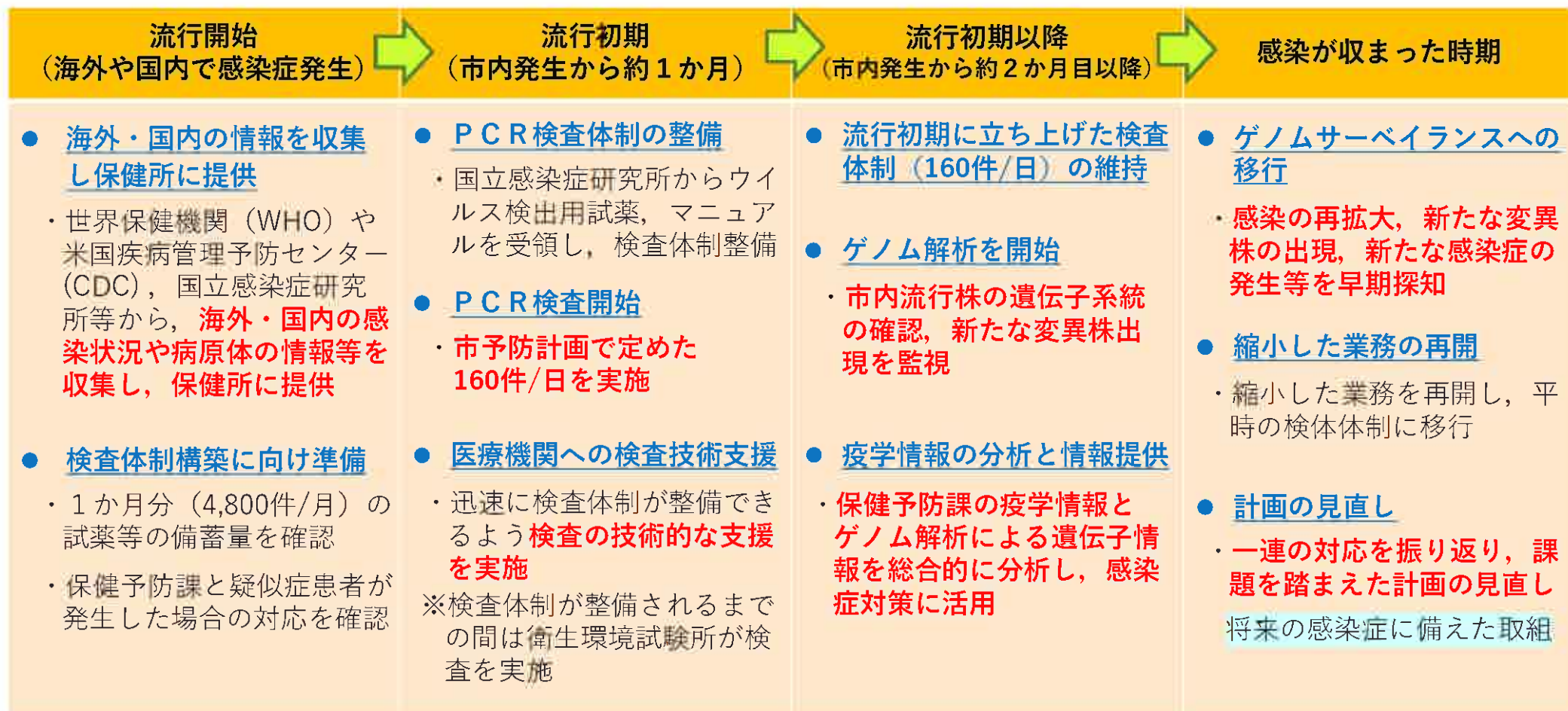
### 3 人材の確保・育成

- 平時から計画的な人材の育成
    - 保健所に配属されている獣医師・薬剤師を対象にPCR検査技術研修を実施 ⇒ 研修受講者を応援派遣要請に活用
- 将来の感染症に備えた取組

### 4 検査実施体制の確保

- 検査実施体制
  - 【市予防計画で定めた数値目標】
  - PCR検査：160件/日
  - 検査機器数：リアルタイムPCR装置 2台
- 検査試薬等の備蓄
  - 160件/日の検査を維持するため「4,800件/月」を備蓄

## 感染症の発生段階に応じた取組, 体制

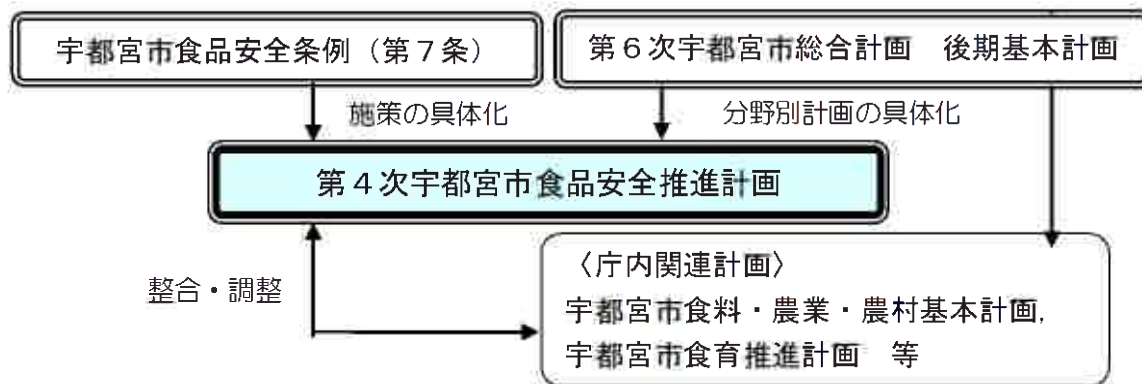


# 「第4次宇都宮市食品安全推進計画」 (案) について



## 1 策定の背景

- ・第6次宇都宮市総合計画 後期基本計画の分野別計画（安心・協働・共生）を実現するための基本計画
  - ・宇都宮市食品安全条例第7条に基づき策定
- ※宇都宮市食品安全条例：市民の健康の保護を図るため、平成20年3月に制定



【図】 計画の位置付け

### 【条例第7条（計画の策定）】

- ・市長は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な計画を定めるものとする。
- ・前項の計画は、食品の生産から消費に至るまでの幅広い視点に立ち、食品の安全の確保に関する一貫した施策が推進され、市民にとって、安全で安心できる食環境の実現を図ることができるものでなければならない。

## 2 「第4次宇都宮市食品安全推進計画」の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

### 3 計画における主な課題

#### (1) 市民への食の安全に関する知識啓発

- ・ ノロウイルスやカンピロバクター等による食中毒は、依然として市民の身近なところで発生
- ・ これらの食中毒を予防するためには、市民が食の安全に関する知識を深めることが重要

#### (2) HACCP等、食の安全確保の取組の推進

- ・ 改正食品衛生法の施行により、すべての食品事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理が義務化
- ・ HACCPの定着には、食品事業者自らのより一層の食の安全確保の取組が重要

##### HACCP（ハサップ）

原材料の受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染や金属の異物の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法のこと。これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある食品の製造・調理を防止できる。

#### (3) 情報発信の強化・食への安心感醸成

- ・ 本市農産物及び食品が適切に生産・製造されていることが、消費者に認知され、安心感につながるよう、多様かつ効率的な方法により、正しい情報の発信が必要

#### (4) 市民・事業者・関係団体等の連携

- ・ 近年の飲食店の営業形態の変化、外国人市民・外国人観光客の増加等、社会情勢が変化
- ・ 更に食の安全・安心を確保するためには、行政だけでなく、市民・事業者・関係団体等の関係者が連携協力しながら、主体的に取組を進めることが必要不可欠

## 4 課題への対応

### (1) 飲食店等の営業形態の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の流行



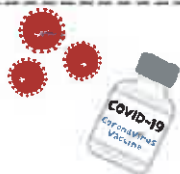
テイクアウトやデリバリーの増加



調理から喫食までの時間が長くなることによる  
食中毒の懸念



飲食店等の監視指導を強化し、HACCPの定着促進



### (3) 食品ロス削減の推進



持ち帰り食品等の適切な保存方法や衛生的な取扱いが必要



食中毒発生未然防止の観点から、必要な情報を発信



### (2) デジタルを活用した情報発信の強化

食に関する情報が氾濫



SNSなどによる正しい情報の発信  
外国語による情報発信



市民等の食への安心感の醸成を推進



### (4) 関係自治体等との連携の推進・強化

国際化や物流の発達、事業範囲の広域化



食中毒や違反食品事件の多様化、広域化



平時からの連携強化



食品に係る事件が発生した際に迅速な対応



基本目標	基本施策	個別事業	基本目標	基本施策	個別事業
1 食品の安全性を確保します	1)農産物の安全性の確保対策の推進	1 GAP導入の促進 2 農産物直売所における安全・安心の推進	2 市民への食の安全に関する正しい知識の普及促進 市民への食に関する正しい知識の普及促進	2)リスクコミュニケーションの推進	14 食品危害情報の発信 15 家庭での食中毒予防に関する情報の発信【重点】【拡充】 16 外国人に対する食中毒予防に関する情報の発信【重点】【新規】 17 「食」や「農」に関する情報の発信 18 食中毒予防・食品表示に関する理解の促進【重点】 19 関係団体等と連携した市民の食中毒予防の普及啓発【重点】 20 栄養成分表示に関する理解促進 21 HACCPに関する市民への理解促進【重点】 22 食品ロス削減に向けた市民への啓発【新規】
	2)製造・調理・販売段階におけるHACCPに沿った衛生管理の導入・定着促進【追加】	3 大規模事業者等に対するHACCPに基づく衛生管理（国際基準）の導入・定着確認【重点】 4 小規模事業者等に対するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入・定着支援【重点】【拡充】 5 学校給食における衛生管理等の推進 6 中央卸売市場における衛生管理の推進 7 食品衛生協会と連携した食品関連事業者の自主衛生管理の推進			23 市民と食品関連事業者との意見交換などによる相互理解の促進【重点】 24 消費者と生産者等の交流会の実施
	3)監視指導の充実	8 食中毒リスクの高い施設に対する監視指導の実施【重点】【拡充】 9 食品表示法に基づく食品表示合同監視の充実【重点】 10 HACCPに対応した食品衛生監視員の監視技術の向上	3 食の安全と安心を支える体制を強化します	1)食品関係団体等との連携推進	7再掲 食品衛生協会と連携した食品関連事業者の自主衛生管理の推進 19再掲 関係団体等と連携した市民の食中毒予防の普及啓発【重点】 25 地産地消推進店の増加・活用 26 学校給食における地産地消の推進
	4)食品等検査の充実	11 農業、食品添加物等の食品検査の充実 12 検査の信頼性確保の推進 13 調査研究の推進			2)関係団体・関係自治体等との連携強化 27 関係団体等との意見交換の実施 28 関係自治体と連携した健康危機管理体制の強化【重点】【拡充】 29参考 相談窓口における消費生活相談の実施
				3)監視・検査体制の充実強化【新規】	10再掲 HACCPに対応した食品衛生監視員の監視技術の向上 12再掲 検査の信頼性確保の推進 13再掲 調査研究の推進

基本目標	基本施策	個別事業
1 食品の安全性を確保します	(1)農産物の安全性の確保対策の推進	1 G A P 導入の促進 2 農産物直売所における安全・安心の推進
	(2)製造・調理・販売段階におけるH A C C P に沿った衛生管理の導入・定着促進【追加】	3 <b>大規模事業者等に対するH A C C P に基づく衛生管理（国際基準）の導入・定着確認【重点】</b> 4 <b>小規模事業者等に対するH A C C P の考え方を取り入れた衛生管理の導入・定着支援【重点】</b> 【拡充】 5 学校給食における衛生管理等の推進 6 中央卸売市場における衛生管理の推進 7 食品衛生協会と連携した食品関連事業者の自主衛生管理の推進
	(3)監視指導の充実	8 <b>食中毒リスクの高い施設に対する監視指導の実施【重点】</b> 【拡充】 9 <b>食品表示法に基づく食品表示合同監視の充実【重点】</b> 10 H A C C P に対応した食品衛生監視員の監視技術の向上
	(4)食品等検査の充実	11 農薬，食品添加物等の食品検査の充実 12 検査の信頼性確保の推進 13 調査研究の推進

基本 目標	基本施策	個別事業
<p>2 市民への食の安全に関する正しい情報の提供などにより、 理解を深めます</p>	<p>(1)市民への食に関する正しい知識の普及促進</p>	<p>1 4 食品危害情報の発信</p> <p><b>1 5 家庭での食中毒予防に関する情報の発信【重点】【拡充】</b></p> <p><b>1 6 外国人に対する食中毒予防に関する情報の発信【重点】【新規】</b></p> <p>1 7 「食」や「農」に関する情報の発信</p> <p>1 8 食中毒予防・食品表示に関する理解の促進【重点】</p> <p>1 9 関係団体等と連携した市民の食中毒予防の普及啓発【重点】</p> <p>2 0 栄養成分表示に関する理解促進</p> <p>2 1 HACCPに関する市民への理解促進【重点】</p> <p><b>2 2 食品ロス削減に向けた市民への啓発【新規】</b></p>
	<p>(2)リスクコミュニケーションの推進</p>	<p>2 3 市民と食品関連事業者との意見交換などによる相互理解の促進【重点】</p> <p>2 4 消費者と生産者等の交流会の実施</p>

基本目標	基本施策	個別事業
<p>3 食の安全と安心を支える体制を強化します</p>	<p>(1)食品関係団体等との連携推進</p>	<p>7再掲 食品衛生協会と連携した食品関連事業者の自主衛生管理の推進</p> <p>19再掲 関係団体等と連携した市民の食中毒予防の普及啓発【重点】</p> <p>25 地産地消推進店の増加・活用</p> <p>26 学校給食における地産地消の推進</p>
	<p>(2)関係団体・関係自治体等との連携強化</p>	<p>27 関係団体等との意見交換の実施</p> <p>28 関係自治体と連携した健康危機管理体制の強化【重点】【拡充】</p> <p>29参考 相談窓口における消費生活相談の実施</p>
	<p>③監視・検査体制の充実強化【新規】</p>	<p>10再掲 HACCPに対応した食品衛生監視員の監視技術の向上</p> <p>12再掲 検査の信頼性確保の推進</p> <p>13再掲 調査研究の推進</p>

# 「（仮称）第3次健康うつのみや21計画」の 策定について



# 1 「健康うつのみや21計画」について

健康増進法第8条に基づき、国の基本方針及び県の健康増進計画と整合を図りながら市民の健康づくりの指針として策定する市町村健康増進計画

⇒ 宇都宮市の健康増進の推進において基本となる計画

**第1次** 市民一人ひとりが主役の「主体的な健康づくり」を推進

(計画期間：平成14～24年度)

評価・改定

**第2次** 「主体的な健康づくり」の推進とともに、家庭・学校・地域・企業の連携強化

(計画期間：平成25～令和6年度)

評価・改定

令和5年度：市民健康等意識調査の実施

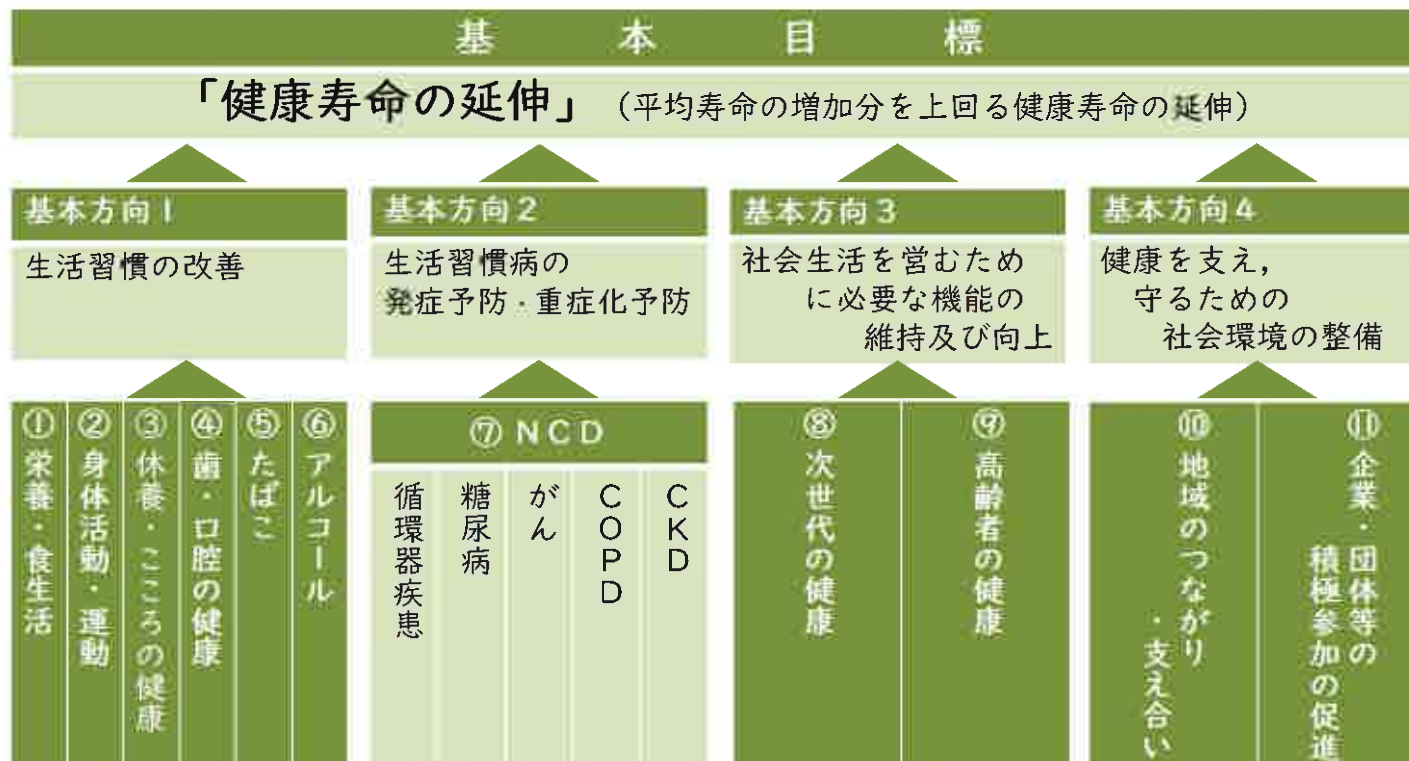
(仮称)  
第3次

令和6年度：次期計画を策定予定

(計画期間：令和7～18年度)



## 【第2次健康うつのみや21計画の体系】

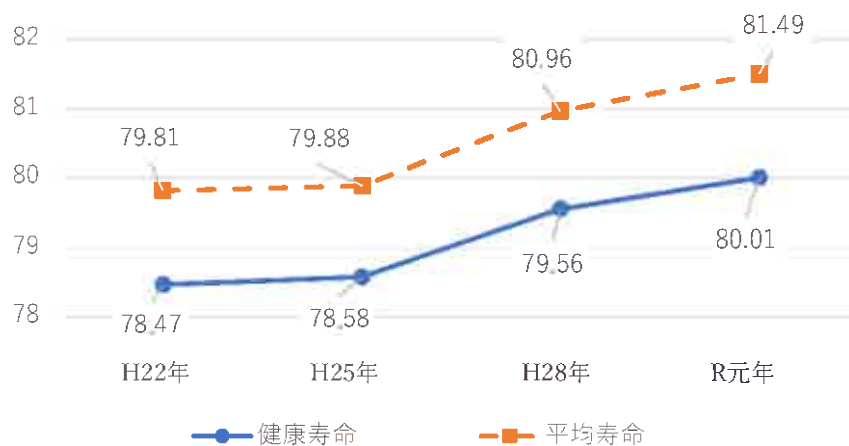


健康寿命（健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を延ばすことにより、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、「健康寿命の延伸」を基本目標として「生活習慣の改善」などの4つの基本方向を設定するとともに、その推進を図るため、「栄養・食生活」などの11の分野を設定

## (参考) 現行計画「第2次健康うつのみや21計画」の基本目標の達成状況

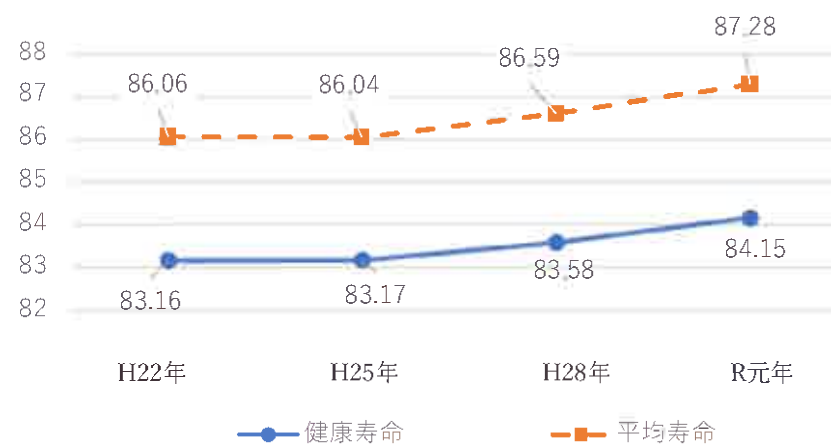
- 本市の平均寿命，健康寿命は，男女ともに着実に延伸
- ただし，目標値である「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」は，基準年（H22）と比較し，横ばい

男性：健康寿命と平均寿命の推移



健康寿命の平均伸び率 1.020  
平均寿命の平均伸び率 1.021

女性：健康寿命と平均寿命の推移



健康寿命の平均伸び率 1.012  
平均寿命の平均伸び率 1.014

## 2 策定の背景

### (1) 国・県の動向

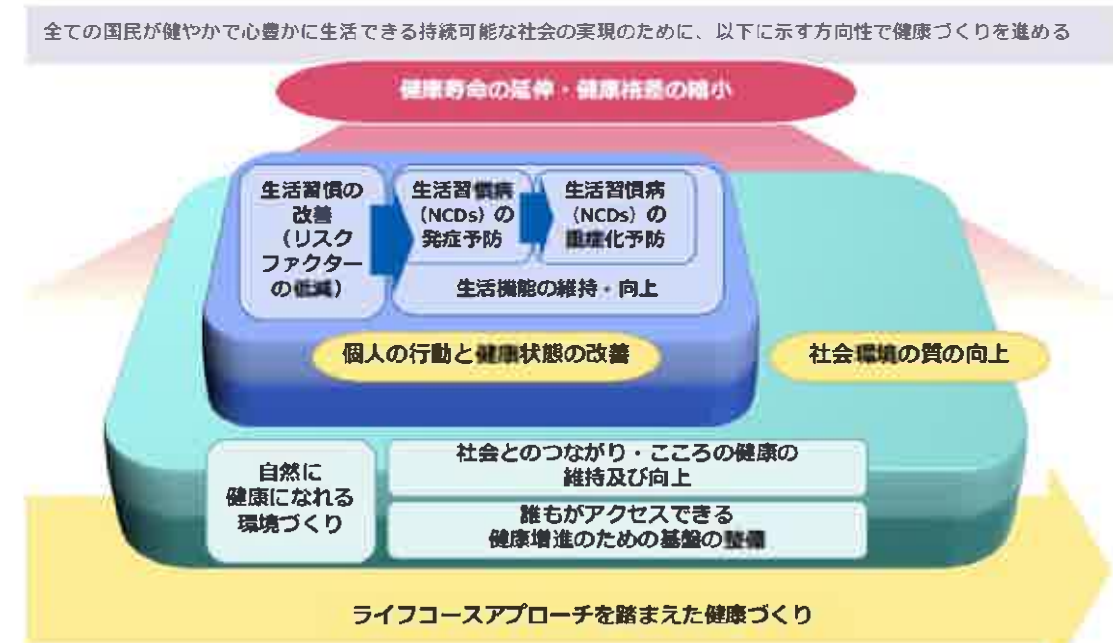
- 国においては、「健康日本21」の見直しが進められ、健康寿命の着実な延伸の一方で、一部指標の悪化や予想される社会変化を踏まえ、右概念図のとおり、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、ビジョン実現のための基本方向を示している。

#### 《予想される社会変化》

- ・ 少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加
- ・ 女性の社会進出、多様な働き方の広まりによる社会の多様化
- ・ あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の加速
- ・ 次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応

- ・ 県においては、現在、「とちぎ健康21プラン」の改定の中で、国計画と整合を図りつつ、本県の現状・課題を踏まえた検討が進められている。

### 【「健康日本21（第三次）」の概念図】



◎生活習慣の改善は、個人の努力だけではなく、社会環境の質を高めることが重要

## (2) 本市の状況 (令和4年度, 第6次宇都宮市総合計画改定基本計画策定時)

今後, **人口減少や少子・超高齢化社会への人口構造の変化が, より一層進行していく見込み**

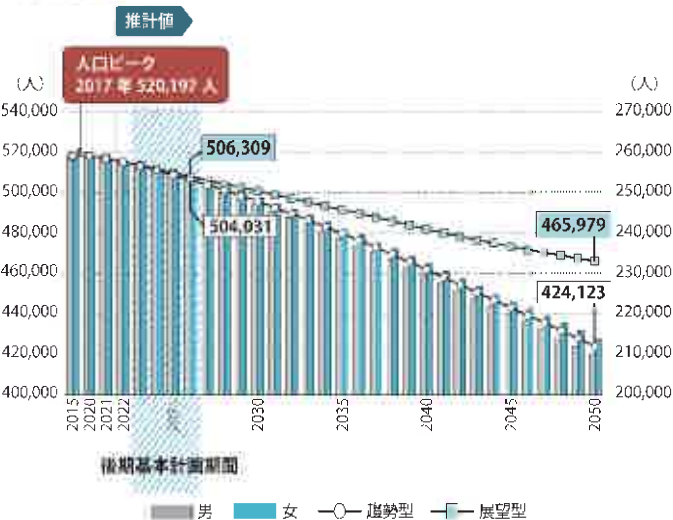
### ■総人口

#### 【2020年の現状】

- ・総人口は518,757人
- ・女性の社会進出やライフスタイル・価値観の多様化などを背景に未婚化・晩婚化が進み**出生数は減少(5年前から2割減少)**, **死亡数は増加**
- ・若い世代の東京圏への転出超過の拡大とあわせて**人口は減少局面に突入**

#### 【推計】

- ・これまでの傾向が今後も続いた場合(趨勢型)**2050年には, 約42万人**まで減少
- ・合計特殊出生率が2.07まで上昇し, 東京圏への転出超過が解消された場合(展望型)は, **約46万人**



### ■人口構造

#### 【2020年の現状】

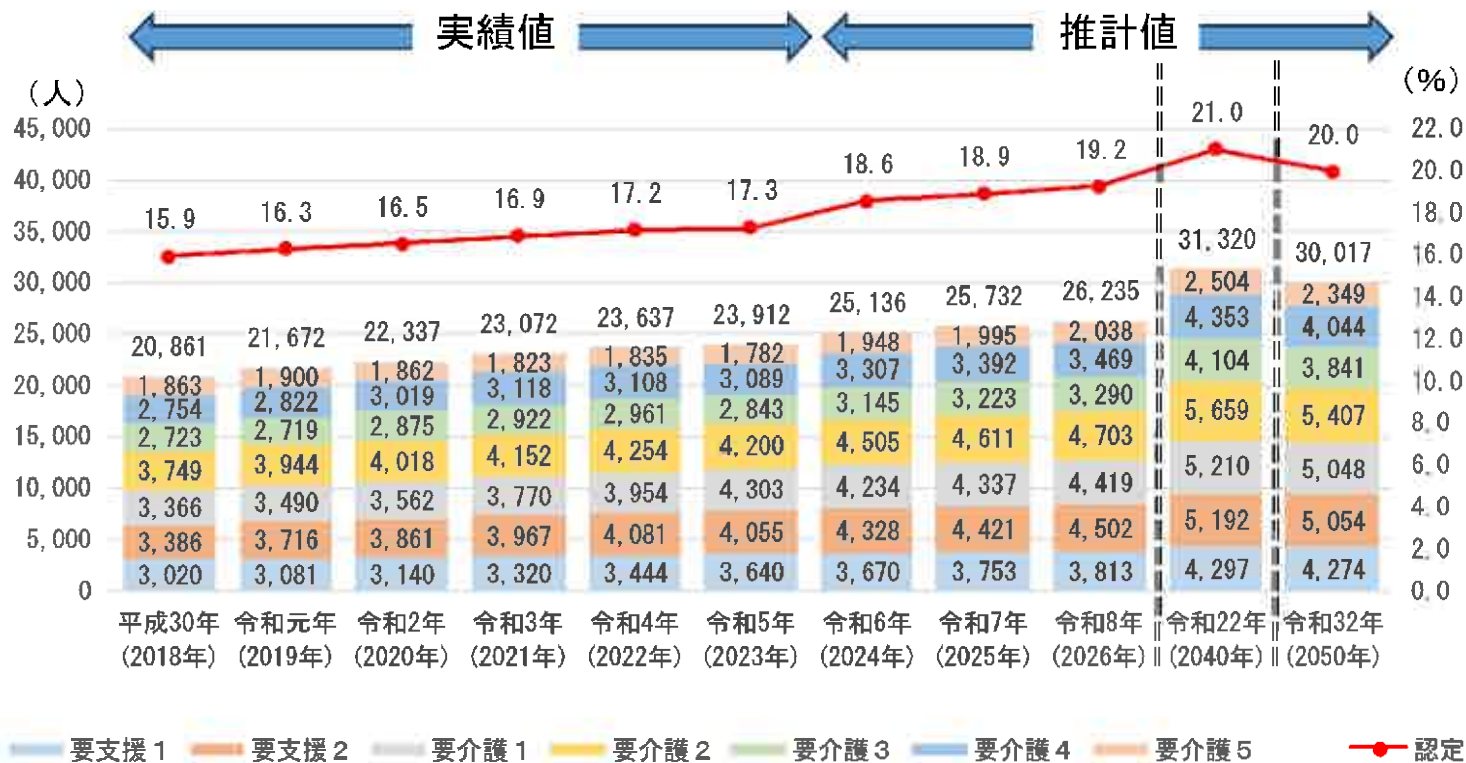
- ・老年人口が多く, 年少人口が少ない人口構造へと急激に転換
- ・**4人に1人が65歳以上の超高齢社会**

#### 【推計】

- ・2025年頃には, 人口ボリュームの大きい**団塊の世代が後期高齢者の年齢に達する見込み**
- ・今後も, 老年人口が**上昇し, 2038年には, 市民の3人に1人が65歳以上となる見込み**



### ■ 要介護・要支援認定者数及び認定率の推移



・本市の要介護・要支援認定者数は、平成30年から令和5年までの5年間で約3,000人（14.6%）増加

・「にっこり安心プラン（第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画）（素案）」における将来推計によると、認定者数は今後も増加し続け、令和22年には、3万人を超え、認定率も21%とピークとなる見込み

出典（実績値）：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年9月月報）

### 3 策定の目的・計画期間・計画の位置づけ

#### 【策定の目的】

誰もが心身ともに健康に生活できる社会の実現に向けて、**社会情勢の変化による新たな課題に対応し、市民の健康づくりを総合的に推進**するとともに、「人づくり」により「**スーパースマートシティ**」の実現につなげるため、令和6年度で計画期間が終了する現行の計画を改定し、新たに計画を策定する。

#### 【計画期間】

令和7年度から令和17年度までの**11年間**  
(必要に応じて**中間見直し**を行う。)

#### 【計画の位置づけ】

健康増進法第8条

【国】健康日本21（第3次：令和6～17年）

【県】とちぎ健康21プラン（3期：令和7～17年）

整合

「（仮称）第3次健康うつのみや21」

次期「**歯科口腔保健基本計画**」も同時策定

#### 第6次 宇都宮市総合計画 後期計画（R5.3）

「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『**スーパースマートシティ**』」の実現を目指す



整合

整合

連携

#### 【市関連計画】

食育推進計画  
宮っ子子育て・子育て応援プラン  
にっこり安心プラン など

## 4 検討内容

### (1) 現状と課題の整理

- ・ 令和5年度に実施している市民健康等意識調査の結果や各種統計データ等に基づく現行計画の評価及び本市の現状把握と課題抽出
- ・ 国、県の動向等を踏まえた健康増進の方向性の確認

### (2) 基本的な考え方の導出

- ・ 本市の現状や課題，国・県の動向等を踏まえた基本方針や目標の設定

### (3) 施策・事業の検討

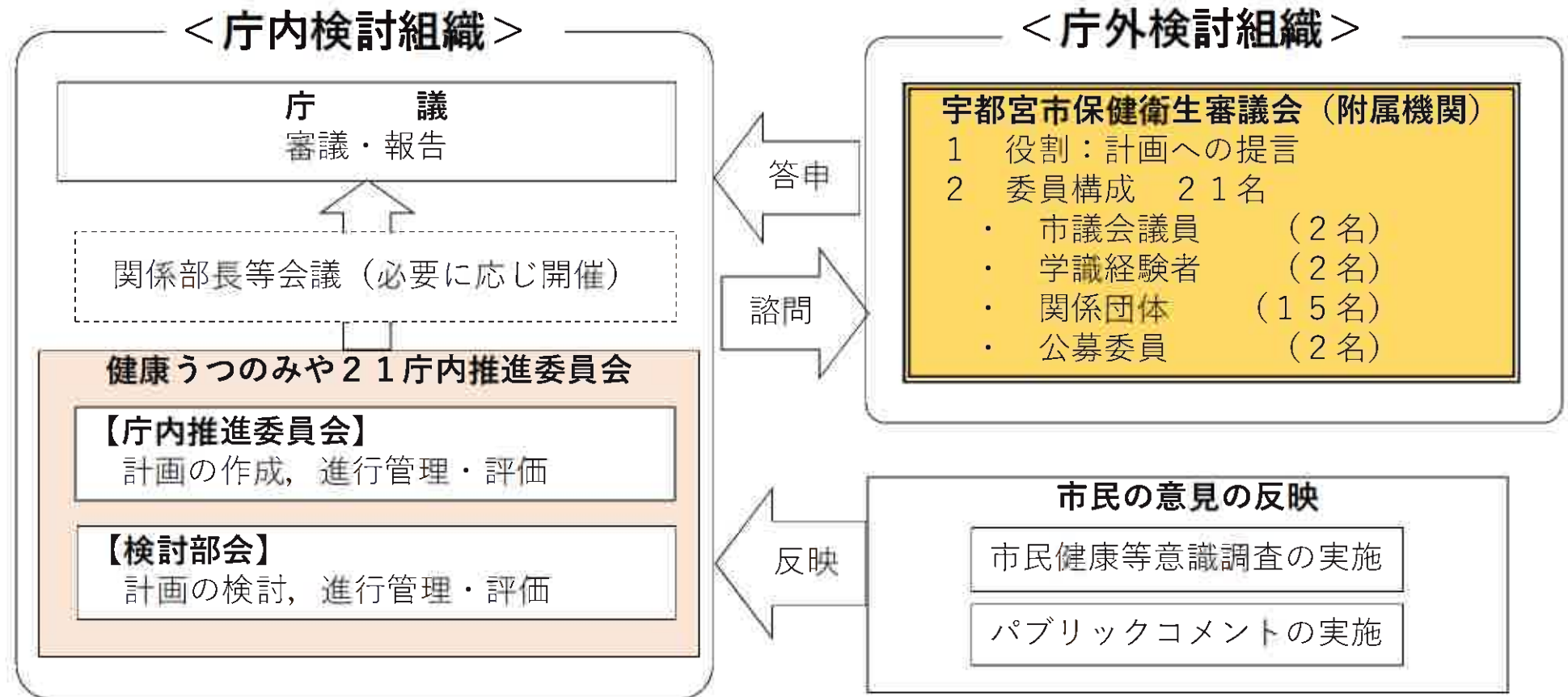
- ・ 本市の課題解決に向けて重点的に取り組む施策・事業
- ・ 国、県の次期計画等を踏まえた施策・事業 など

#### 【検討のポイント】

これまでの第1次・第2次計画の重点取組である「市民の主体的な健康づくりの推進」や「家庭・学校・地域・企業など多様な主体との連携」に加え，健康に関心が薄い層を含む幅広い世代にアプローチする「自然に健康になれる環境づくり」やライフステージ間の繋がりを意識した「ライフコースアプローチ」などの社会情勢の変化に対応する新たな視点を踏まえながら検討



## 5 策定体制



## 6 策定スケジュール

令和5年	1 1月～	市民健康等意識調査の実施
令和6年	5月～	庁内推進委員会開催（4回程度）
	6月～	保健衛生審議会開催（3回程度） （6月，11月，1月予定）
	1 1月	計画素案の作成
	1 2月	パブリックコメントの実施
令和7年	2月	保健衛生審議会からの答申 庁議付議，計画の策定・公表